**○経済産業省令第七十号**

計量法（平成四年法律第五十一号）の規定に基づき、特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月二十二日

経済産業大臣　世耕　弘成

特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令

特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （基準適合義務の免除の届出）<br>**第六条の二**　法第八十条ただし書の規定による届出をしようとする承認製造事業者（法第七十九条第一項に規定する承認製造事業者をいう。以下同じ。）は、様式第五の二による届出書をその承認に係る型式に属する特定計量器を製造する工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。<br>2　法第八十二条ただし書の規定による届出をしようとする承認輸入事業者（計量法第八十一条第三項に規定する承認輸入事業者をいう。以下同じ。）は、様式第五の二による届出書をその承認に係る型式に属する特定計量器を販売する営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 | ［新設］ |
| **第十五条の二**　タクシーメーターにあっては、運賃計算に係る記憶素子その他の記録媒体の設定値が容易に調整ができないもの若しくは当該タクシーメーターの承認製造事業者、承認輸入事業者又は承認外国製造事業者（法第八十九条第二項に規定する承認外国製造事業者をいう。以下同じ。）により料金計算に係る設定値が封印されているものでなければならない。 | **第十五条の二**　タクシーメーターにあっては、運賃計算に係る記憶素子その他の記録媒体の設定値が容易に調整ができないもの又は当該タクシーメーターの承認製造事業者（計量法（平成四年法律第五十一号）第七十九条第一項に規定する承認製造事業者をいう。）により料金計算に係る設定値が封印されているものでなければならない。 |
| **第十五条の三**　タクシーメーターにあっては、運賃計算に係る記憶素子その他の記録媒体の運賃設定部に封印がされ、その封印物体が次の各号に掲げるいずれかの要件を満たすものでなければならない。<br>一　当該タクシーメーターの封印を行った製造事業者又は修理事業者があらかじめその工場、事業場又は事業所の所在の場所を管轄する都道府県知事に届け出た記号（次号において単に「記号」という。）が付されていること。<br>二　封印された状態が表示され、かつ、記号を表示できるものであること。 | **第十五条の三**　タクシーメーターにあっては、運賃計算に係る記憶素子その他の記録媒体の運賃設定部に封印がされ、その封印物体には当該タクシーメーターの封印を行った製造事業者又は修理事業者があらかじめその工場、事業場又は事業所の所在の場所を管轄する都道府県知事に届け出た記号が付されているものでなければならない。<br>［新設］ |
| （検定証印）<br>**第二十三条**　法第七十二条第一項の検定証印の形状、種類及び大きさは、次の表のとおりとする。 | （検定証印）<br>**第二十三条**　法第七十二条第一項の検定証印の形状、種類及び大きさは、次の表のとおりとする。 |

| 形状 | 種類及び大きさ | | | | |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| | 打ち込み印 | 押し込み印 | すり付け印 | 焼き印 | はり付け印 |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ | ［略］ | ［略］ | 容易に識別できる大きさの正方形のもの |
| | ［略］ | ［略］ | ［略］ | ［略］ | |
| | ［略］ | ［略］ | ［略］ | ［略］ | |
| | ［略］ | ［略］ | ［略］ | ［略］ | |

| 形状 | 種類及び大きさ | | | |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| | 打ち込み印 | 押し込み印 | すり付け印 | 焼印 |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| | ［略］ | ［略］ | ［略］ | |
| | ［略］ | ［略］ | ［略］ | |
| | ［略］ | ［略］ | ［略］ | |